

ちょっと役に立つ
北区周辺の情報誌



公益社団法人王子法人会



KITAきつね通信

第3回 北区観光写真コンクール 観光部門 入選「バラの季節」(旧古河庭園)

05
May
2025

No.79



特集：ストレスチェック



かふえ・ばー
せみざか

北区を食べる

クローズアップ
北 区



介護付有料老人ホーム
シルバーシティ駒込

王子法人会 Web



クローズアップ 北区

明るく笑顔あふれる
お家ですよー。

株式会社太平洋シルバーサービス
介護付有料老人ホーム

シルバーシティ駒込

近隣クリニックとの協力関係で大きな安心。



ご自身の個人的な経験が今のお仕事に繋がっているという三浦園長。温かい表情と言葉で思いや目標を熱っぽくお話ししてくださいました。

職員の人数が多く、手厚いケア。地域との交流も活発に！

太平洋シルバーサービスは武蔵野で創業して40年、現在は東京都内で8つの介護付有料老人ホームを運営しており、その1つが今回ご紹介するシルバーシティ駒込です。こちらは2025年11月で開業25周年を迎えます。

園長の三浦さんは、祖父母の認知症をきっかけに介護の仕事に興味を持つようになり、14年前に入社、今年1月からシルバーシティ駒込の園長に着任しました。ご自身の飲食業の経験からこのお仕事も同様のサービス業でありプロの集団であること、「施設に預けてしまった」というご家族の負い目を払拭すること、入居者への敬意を持って丁寧に対応することをモットーに掲げています。

通常、こうした施設では入居者と職員の比率は3:1だ

そうですが、シルバーシティ駒込は1.5:1と手厚く、資格取得の支援や研修費用の補助も手厚く行っています。

「入居様は地元の方が多く、地域愛が強いことに驚きました。近くのクリニックと協力関係を結んでいることも、安心感を持てただけようです。」三浦さんに言われて、取材陣も、他の地域と比べると北区には情緒があって、歩いていて楽しい地域だよと盛り上がりました。

近年はコロナ禍で外出イベントが少なかったため、これからは外出イベントを増やし、地域との交流も復活したいとのこと。三浦さんはじめ職員の皆さんはとても暖かい雰囲気、施設内の物の配置や色の使い方にそれが反映されている、居心地のよい空間でした。

株式会社太平洋シルバーサービス
介護付有料老人ホーム
シルバーシティ駒込

園長: 三浦 隆一
北区西ヶ原1-45-1

電話: 03-3918-7220

(9:00~18:00 年中無休)

https://www.kaiteki.info/sc_komagome



1Fの食堂はおしゃれなカフェのように明るい



エントランスは内も外も花が飾られて、明るく華やかな雰囲気。1Fではみんなに愛されているロボットのポコちゃんがお出迎えしてくれました。自分で動いて懐いてきます。



ストレスチェック、 していますか？

五月病という言葉が気になるこの時期、
自覚症状がなくても一度はチェックを！

ゴールデンウィークが終わると、4月から入学や就職で新しい環境に身を置いた人が、知らないうちに無理を続けてしまった結果、心身に不調をきたす、いわゆる五月病にかかる場合があります。

昨今、職場のメンタルヘルスを適切に管理することが大きな課題となっており、2015年から、従業員50

人以上の企業では年1回のストレスチェックの実施が義務付けられました。厚生労働省もネットでセルフチェックできるページを公開しています。回答するとストレスレベルをチャートで示してくれてアドバイスをいただけますので、お試しください。

5分でできる 職場のストレスセルフチェック



厚生労働省
働く人の
メンタルヘルス・
ポータルサイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>



① 設問に答える

簡単な設問に答えることで
自分でストレスがチェックできます。

② 診断結果の概要

診断結果の要点をいくつか
教えてくれます。

③ 診断結果の分析図

診断の内訳がひと目で
見られるので注意すべき点
などがわかります。

④ まとめ

問題点をまとめ、コメント欄
ではアドバイスももらえます。





ストレスチェックをやってみて

今回、ストレスチェックを実施している会員に実施状況を尋ねました。

	A 社（食料品製造業）	B 社（出版・印刷・同関連業）
実施状況	義務化の対象外だが実施	義務化されてから実施
実施して良かったこと	「会社が従業員のことを気にしている」ということが伝わった（直接関係があるかは分からないが、離職率が下がった）	メンタルヘルスに関する社員の意識向上
その他のメンタルヘルス施策	・オンラインで産業医に相談できるサービスの契約 ・残業時間を減らすための業務分掌の調整、業務の棚卸と再配分	セルフメンタルケアに関する動画教材を配信



企業の相談に保健師がアドバイス！

今回特別に、保健師の方が両社からの相談に回答してくださいました。

A 社の質問

ストレスチェックをネガティブに捉える従業員がいて「無駄だ」という意見がある。前向きになってもらうにはどのように働きかけたらよいか？

心理的ストレスは自分で気づかないことが多く、状態が悪い時ほど自分自身の変化や状態に気づけないものです。そのためストレスによる体調不良を予防するためには、現在の自分の状態を可視化し、把握することがとても重要となります。

ご本人へは年一回自身の心の状態と向き合い、心の人間ドックすなわち心を労る時間としてお考えいただけるよう働きかけていただきたいと思います。



B 社の質問

ストレスチェックが形骸化しないように、どのような工夫をするとよいか？

次のステップとして、課題の明確化を目的としたストレスチェック項目のデータ分析を行ってみてはいかがでしょうか。

こういった項目が御社では要因として高いのか、それがどの程度業務パフォーマンスに影響を与えているのかを会社として把握し、その課題に取り組むことがエンゲージメントの向上につながる手段の一つとなります。（*エンゲージメントとは、仕事に対する活力や熱意などを示す生産性の向上に直結する指標）



ストレスチェックは全企業義務化へ

現在は従業員 50 人未満の企業は努力義務ですが、政府はすべての企業においてストレスチェックを義務化する法案を今国会に提出しており、成立する見通しです。数年は猶予期間が設けられると思いますが、いずれにせよ、本特集が法人におけるメンタルヘルス向上の一助となれば幸いです。

※法人会員のご家族に保健師をされている方がいらしたのでご協力いただきました。ご協力ありがとうございました。

写真で見る
ココ最近

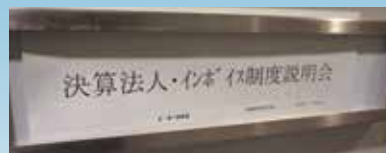
行事報告

ビジュアルダイジェスト版

3月11日
青年部会



前号から今号までの出来事を写真でご紹介！
法人会の楽しさが少しでも
お伝えできればうれしいです！



3月19日
決算法人説明会・
インボイス制度説明会



高橋委員挨拶



法人会説明の投影



配布された資料

3月25日
源泉部会3月研修会



3月23日
第23地区 劇団四季鑑賞
(堀船・栄町・上中里2-3丁目
・昭和町)



テーマ「3月決算における留意点」
講師／王子税務署 法人課税第一部門
三上 審理官

テーマ「退職金の源泉徴収について」
講師／王子税務署 法人課税第二部門
山花上席審理官

4月3日
「第4回王子コンサート」打ち合わせ



3月25日
青年部会租税教室打ち合わせ



5月
6月へ

元刑事の社労士が教える！ パワハラ防止法と現場で役立つカスハラ対策

令和7年2月21日（金） 北とぴあ 902会議室
講師：恵島 美王子 氏

本講演は、2022年4月中小企業において義務化された職場におけるパワハラ防止措置に関して、元刑事という異色の経歴をお持ちの社会保険労務士である恵島先生に、その経験を基にした対策方法をご講演いただきました。結論から申し上げますと、企業は、パワハラを防ぐための 方針策定・相談窓口の設置・教育研修の実施 を徹底することが求められ、特に管理職の教育と、従業員が安心して働ける環境作りが重要であることに気づかされました。また、カスハラについては「毅然とした対応」と「組織的なサポート」がカギであり、一人で抱え込まず適切な対応が求められるとのことでした。

今一度自身の職場のハラスメント対策はこれらの視点に立って対策できているかを考えるととてもよい機会となりました。

また、タイトルにもある通り元刑事という異色の経歴をお持ちになられ、それらの経験を基にした説明はわかりやすく、時には人の記憶の曖昧さなどあらためて認識させるなど来場者を引き込んだ公演はとても有意義な時間となりました。恵島先生には今回のセミナーをお引き受けいただいたことに感謝申し上げるとともに、会員企業の今後の経営の一助になれば幸いです。

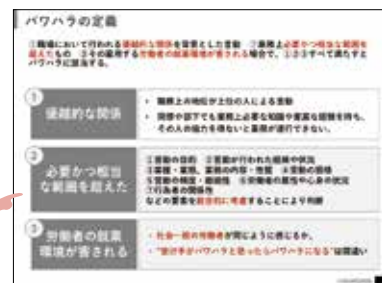
公益事業推進委員会 委員長 古池 隆行



講演の様子



カスハラ・パワハラについて丁寧に説明いただきました。



年収の壁セミナー

令和7年3月28日（金）
北とぴあ 902会議室
講師：佐藤 良道 氏



高塚委員長の挨拶



講師の佐藤良道氏



参加人数の多さがこのテーマへの関心の高さを物語っていました

「年収の壁」を理解することは大事、ただキャリアアップを目指すことがもっと大事！

定員50名に迫る45名と多くの皆様に参加頂きましたので講師をお願いしたフィナン・コンサルティング佐藤代表も気合が入り、「頑張り過ぎて途中で倒れたらごめんなさい」との前置きに皆様から大きな拍手が沸き起こり、和やかな雰囲気での講習がスタートしました。

税金、社会保険料、配偶者控除など多くの要素が絡み合って複雑となっている「年収の壁」ですが、一つ一つ丁寧に解説頂いたので参加者の皆様の理解が深まったものと思います。

そして講習会の結びは「年収の壁」を意識する以上に職業人としてのキャリアアップを図りましょうと。時代

やその時々働き方に合わせた制度改革はもちろん必要ですが、まずは働き手がポテンシャル向上に取り組むことが大事で、それに制度改革が合わさることで、より人生が豊かになるということでしょう。

このように税制・税務委員会では引き続き税に関連した、会員の皆様のお役に立てる講習会などを開催して参りますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ち申し上げます。

税制・税務委員会 委員長 高塚 誠一



東京法人会連合会 令和6年度 女性部会全体連絡会議 絵はがきコンクール表彰式

令和7年3月6日(木) 新宿・京王プラザホテル

東京法人会連合会女性部会連絡協議会主催の、「令和6年度女性部会全体連絡会議」へ参加してまいりました。

第1部は、玉嶋部会長(東法連女連協副会長)の「東法連・女連協の活動報告」からスタート。

部会員数の状況、絵はがきコンクール応募作品数の推移、食品ロス減少への取り組み等が報告されました。

続く講演会は、「家庭でできる食品ロス削減のコツ&防災備蓄」の演題で、料理研究家/食品ロス削減アドバイザー/防災士の島本美由紀さんのお話を伺いました。

食品ロスを減らすための冷蔵庫の使い方として、実際の家庭の冷蔵庫の中の映像を使いながらの説明は、我が家にも当てはまるようなシーンが映るたびに、反省し、納得ができたものでした。

防災備蓄についても、非常食の備蓄は大切だが、近年は多くの非常食が破棄されていて、「循環備蓄(備える→食べる→買い足す)」を心がけながらの備えが大切だと学びました。

休憩をはさんで、「税に関する絵はがきコンクール」の選考結果発表で



入賞者のみなさんとの写真は小池都知事も一緒に



す。王子法人会で「王子税務署長賞」を受賞された、「柳田小学校6年、高橋 桜さん」の作品が、「優秀賞」に選ばれました。

昨年に続き、2年連続での受賞で、大変うれしく思いました。

令和7年度も、多くの応募が期待されます。

そして、第2部の交流懇親会で、他の単位会の皆様との交流を深めてまいりました。



女性部会・青年部会合同講演会 今からでも遅くない！ 安心して過ごすための 「自分」と「物」の片づけ方

令和7年2月18日(火)
北とぴあ 14 階カナリアホール
講師：近藤 典子 氏



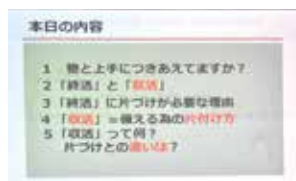
いきいきと収活について
お話くださった近藤氏

住まい方アドバイザーの近藤典子氏を講師に迎えた講演会が開催されました。近藤さんには「楽しい収活の仕方」をテーマにご講演いただきました。

「収活」とは、不安や心配を抱えずにこれからの人生に必要な物を選び出す、「備えるための片づけ」です。講演では、片づけの基本として「整理」「収納」「整頓」の大切さが紹介されました。具体的には、洋服の整理方法や、収納における「場所」「使用頻度」に基づいた実践的なアドバイスが印象的でした。

また、「収活」から発展した「終活」についても触れられ、残された人が困らないための準備の大切さが語られました。参加者からは「すぐにでも試したくなる内容だった」「帰宅後に早速片づけを始めた」といった声が多く寄せられ、非常に実りある講演となりました。

女性部会 副部会長 舘 正子



青年部会 健康経営企画 ワイン試飲会・勉強会

令和7年2月28日(金)
北とぴあ 902 会議室
講師：岩下 剛士 青年部会長



みなさん真剣に勉強しながらもワインを口に運ぶ時は
お顔がほころんでいました。



青年部主催で開催されました第2回ワイン試飲会・勉強会。前回に引き続き満員御礼にて開催となりました。

今回のテーマは【スパークリングワイン】。泡のワインというと高級スパークリング【シャンパーニュ】が有名ですが、今回のラインナップはスペインの【カヴァ】とイタリアの【ランブルスコ】と青年部会の OB・OGの皆様にご協賛賜りましたフランスの【シャンパーニュ】の3本です。ワインのセレクトはお馴染み飛鳥山近くの、街のワイン屋さん タジマヤさんをお願いしました。

マリアージュを意識したおつまみも付き、参加された皆さんで味覚の感想を共有しながらスパークリングワインの知識を深めることができました。第3回も企画いたしますので楽しみにお待ちください。

青年部会 部会長 岩下 剛士



健康増進 ウォーキング 2025

～小石川七福神をめぐり、
伝統の京料理を堪能～

令和7年2月15日(土)

うららかな春の日差しの中、40人程の老若男女でふみのみやこ(文の京)の「小石川七福神」めぐりを行いました。

茗荷谷駅前から2組にわかれての七福神めぐり。茗荷谷という名前の通り急勾配な坂道を登ったり下ったり、恵比寿様をおまつりしている深光寺、そして男弁財天の徳雲寺、女弁財天の極楽水、寿老人の宗慶寺、布袋尊の真珠院、大黒天の福聚院、毘沙門天の源覚寺、そして最後に東京ドーム横の福祿寿と、爽やかな春風のおかげで全員怪我もなく無事巡りぬけ、最後のお楽しみは東京ドームホテルのレストラン「たん熊」にて懇親を深めました。



歴史を感じながらのウォーキング中はいつも以上に会話が弾みます。

たくさん歩いた後はお腹もぺこぺこ食事がさらに美味しく感じられました



参加してくださいました皆様、ありがとうございました。厚生事業推進委員会では、今後もこのような会を計画して参ります。ご興味がございましたら是非ご参加をお願いいたします。

厚生事業推進委員会 副委員長 森谷 武彦

異業種交流研修会

～靖国神社、遊就館に学び、
ランチビュッフェを楽しむ～

令和7年3月22日(土)

今年は昭和で言えば100年、そして終戦80年になります。世界では未だ戦争が続いているところもあります。

以前、遊就館を見学した時、幼い顔をして戦死した写真や、親と妻に宛てた達筆な手紙を読んで切ない気持ちになったことを思い出し、今回の事業を企画しました。大きな鳥居の前で集合写真を撮り、茶屋で甘酒を飲み、ひと休みしてから本殿へと上がりました。本殿には二百四十六万六千人余りの日本国家を守る為に、一命を捧げられた人々の命(みこと)が祀られています。その神霊をお参りさせていただき、その後、遊就館を見学しました。通常2時間半はかかりますが、お昼ご飯の関係で1時間しか時間が取れず残念でした。また標本木に桜が咲いてなく、開花宣言も出されていなかったことも残念でした。



今回はご参加されなかった方も、是非ご参拝して遊就館へ足を運んでいただければと思います。この度は、ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

厚生事業推進委員会 副委員長 山田 由起子



荘厳な靖国神社の鳥居の前での記念撮影



令和7年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとし、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や質上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることになります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

地区便り

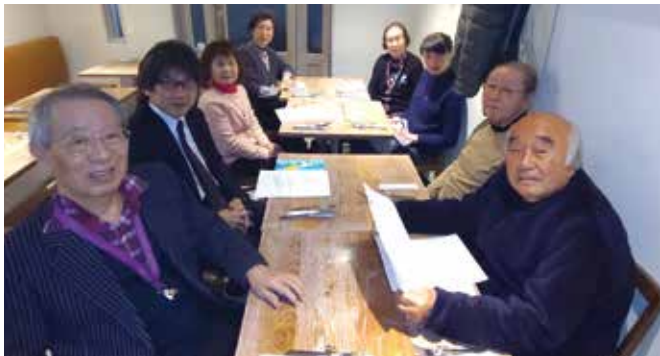
それぞれの地区の出来事をお届けします

第21地区（田端）役員会 令和7年3月7日（金）

午後6時より第21地区役員会を開催しました。

議題は「総会に向けて」新年度地区長の選出について議事を図ったところ、役員推薦として瀧澤敏雄氏を推薦し、地区総会にて承認を得る、と承認されました。

その後懇親会が開催され和やかに役員会が終了しました。



第18地区（滝野川6-7丁目） 日帰りバス旅行 令和7年3月16日（日）

トンネルを抜けると雪国！！そんなバス旅行になりました。富士山世界遺産センターの見学で富士山への知識を深め、河口湖展望台からその雄姿を愛でようと企画しましたが、当日は大雪。雨模様の板橋駅前を出発して、八王子あたりから雲に変わり、河口湖手前の花咲トンネルを出ると白銀の世界でした。

「山梨県立富士山自然遺産センター」は富士山の成り立ちから現在、修験の場や信仰、風穴など中々に興味深いものでした。ロープウェイの予定は雪の為「赤富士ワインセラー」での試飲とお買い物に変更。山中湖畔で食事、山梨と静岡両方の物産が置かれた「道の駅」や有名な「二の岡ハム」でさらにお買い物。雪景色とお買い物的一天でした。



第15地区（浮間）異業種交流会 令和7年3月21日（金）

第15地区の異業種交流会を開催したところ20名の参加があり、和気あいあいに2時間余りの時間を過ごすことが出来ました。

そして、皆さんが日頃から思っている事業や経済情勢等について、思い思いのことを話し楽しく過ごしました。最後には、また参加したいとの声も頂きました。



第5地区（東十条）ナイトツアー 令和7年3月28日（金）

はとバスを利用して東京タワーの展望とシンフォニークルーズで東京湾の夜景を楽しむイベントを行いました。

当日は桜も開花し鈴木会長はじめ他地区の方々のご参加も頂き、昔とは異なるモダンな趣（おもむき）の東京タワーでは、ほぼ同じ高さの麻布台ヒルズとのツーショットも観ることができました。クルーズではセミフレンチディナーやワインを堪能し、ピアノやテナーサックスの生演奏は、一部会場ではほとんど聴衆が外国人という異国情緒も味わえた楽しいひとときでした。





自動ダイレクト



自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おすすめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



①申告等データ送信 →

← ②メッセージの受信

→ ③ダイレクト納付手続



自動ダイレクトを利用すると…

①申告等データ送信
+
ダイレクト納付手続



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は
各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした
場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	越前税務署
添付書類	なし
提出年月日	令和6年6月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①

災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。



北都税事務所 移転のお知らせ

東京都北都税事務所の所在地

移転先

〒114-8517 北区上十条2-27-1
J&MALL(ジェイトモール) 3階
電話 03-3908-1171(代表)

移転前

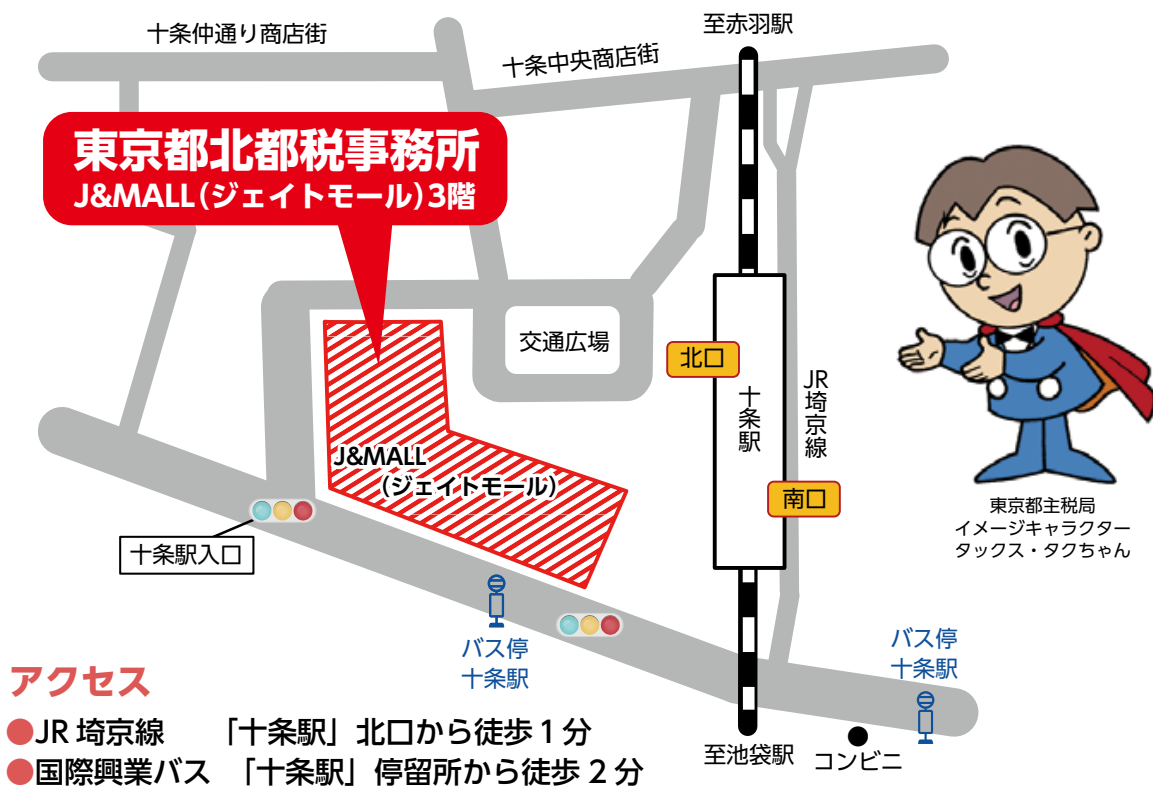
〒114-8517 北区中十条1-7-8
電話 03-3908-1171(代表)

移転先での業務開始日

令和7年5月7日(水)

移転前庁舎での業務は、
令和7年5月2日(金)まで

移転先案内図



お問合せ先



東京都北都税事務所

03-3908-1171
(移転に伴う電話番号の変更はありません)



まちがいさがし

正 全部で6っ!

梅雨の時期は好きな雨具を揃えとお出かけが楽しくなります。特に靴は防水性の高いものを選びましょう。下の雨の日の2つの絵には違うところが6つあります。ぜんぶ見つけてね! 正解はこのページの一番下に!

誤



地域密着・顧客支援を第一に

 瀧野川信用金庫

たきしんホームページ

<https://www.shinkin.co.jp/takishin/>



オリジナルキャラクター
たきカワくん
© TAKINOOGAWA SHINKIN BANK



(たきしんホームページ)

(北区店舗)

本 店	〒114-8571	北区田端新町 3-25-2	03-3893-6151	赤 羽 支 店	〒115-0055	北区赤羽西 1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条 5-5-10	03-3902-1191	浮 間 支 店	〒115-0051	北区浮間 4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原 2-45-12	03-3910-3911	田 端 支 店	〒114-0014	北区田端 1-13-11	03-3828-6211

〈地元に全力投球〉



東京シティ信用金庫

赤 羽 支 店	北区志茂 2-33-14	TEL 3 9 0 2-4 3 7 1(代)
東王子支店	北区豊島 3-19-4	TEL 3 9 1 2-3 2 2 1(代)

新人さんいらっしゃい!

ようこそ
王子法人会へ

最近入会された皆さんをご紹介します!
いろいろな場所でご一緒することもあると思います。
よろしくお願いします!



合同会社 D2Frontier

入会日: 2024 年 (令和 6 年) 5 月 1 日
地 区: 第 1 地区 (王子 1-2 丁目)
代表者名: 梶原 慎也
事 業: IT・WEB マーケティング業

Web サイト



D2Frontier



D2Frontierは東京都北区を拠点とする IT企業で、デジタル技術とデザインを融合し、売れる「仕組み」を創造するプロフェッショナル集団です。

現在注力している弊社サービス SHI-SOは、企業のマーケティング活動を総合的に支援するサービスです。

プロフェッショナルによるサポートと、専用開発の多機能なアプリケーションを提供し、誰でも利用可能なマーケティング支援を実現しています。

主なサービスには、営業資料のデータ可視化、利益試算、URL短縮などの機能を備えたアプリケーションの提供や、更新しやすい WEBサイトの構築、広告運用のサポートなどがあり、No.1を目指す企業へのマーケティングサポートや、IT・マーケティング担当者が不足している企業への支援に注力しています。

特に、日本初のスライド共有サービス「SHI-SOシェアノート」を通じて、企業の情報発信とリード獲得を支援します。これらのサービスを通じて、企業が目指す目標達成をサポートします。

IT を駆使したマーケティングのプロ、とても心強いですね。よろしくお願いします! (法人会より)

株式会社 kaa

入会日: 2024 年 (令和 6 年) 6 月 17 日
地 区: 第 6 地区 (王子本町・岸町)
代表者名: 小山 大吾
事 業: 建築設計及び附帯関連する一切の事業

Web サイト



株式会社 kaaは、王子本町を拠点とする建築設計事務所です。全国を対象に、住宅・事務所ビルの新築、店舗・オフィスの内装の設計及び監理を主な業務としています。

お客様のご要望に対しては、CGや動画による設計・プレゼンテーションを通して、丁寧にお応えしています。

私たちは、豊かさと感じられる建築を目指し、機能性や目新しさだけでなく、お客様の想いを大切に設計を心がけています。

そして、建築を通して社会貢献を実現できるよう、日々研鑽を重ねています。



各種実績

こちらは建築設計のプロですね。いろんな業種の方が集っているのが法人会の特色でもあります。
よろしくお願いします! (法人会より)



王子法人会に対する皆様からの質問にお答えします。

王子法人会へのご質問は
右記の QRコードから
受け付けています。



G1

法人会はどういった事業を行っているのですか？

A

法人会は税知識の普及・啓発を目的に発足した経営者の団体で、税のオピニオンリーダーとして企業の発展・地域の振興・社会の繁栄に貢献することを理念に掲げています。王子法人会は、北区最大の経済団体として、税に関する事業を中心に、会員相互の親睦・交流、地域貢献にも取り組んでいます。具体的に言うと、今年度（令和 7 年度）は以下の事業を計画しています。

●税知識の普及を目的とする事業

区内小学校にて税に関する授業を担当する租税教育事業、源泉所得税に関するテーマを取り上げた源泉税務研修会、年末調整説明会など。新設法人、決算を迎える法人への説明会や、税に関する実務講座も行います。

●納税意識の高揚を目的とする事業

毎年 11 月の「税を考える週間」に合わせた特別講演会、北区「区民まつり」への参画と税の啓発活動、区内の小学生と保護者を対象にした親子租税教室、区内の小学生を対象にした税に関する絵はがきコンクールなど。

●税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

法人会全国大会への提言と参画、全国女性フォーラム（女性部会の全国大会）、全国青年の集い（青年部会の全国大会）への参加など。

●地域企業の健全な発展を目的とする事業

経営・事業活動に関する講座・セミナー、簿記講習会など。

●地域社会への貢献を目的とする事業

地区合同研修会、健康増進ウォーキング、王子コンサート、イートラリー、地域盆踊り大会への参加、女性・青年部会合同講演会など。

その他、収益を伴う会員のための福利厚生事業、会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業、本会の目的を達成するために必要な各種団体への協力事業を計画しています。

一般の方が参加できる企画も多くありますので、最新の情報は Web サイトや SNS をチェックしてみてください。



王子法人会
Web サイトへ



Instagram
アカウント

便利な王子法人会の LINE 公式アカウントを使ってみよう！

王子法人会の行事情報および地区一覧を返す bot として動作します。「あの会合はいつだったっけ？」「私、どの地区だったかな？」といったときに、お手元の端末から問い合わせできます。

使い方

①下の QR コードを読み取り、「王子法人会 LINE 公式アカウント」を友だち追加します。

②「王子法人会 LINE 公式アカウント」に次の文言を送信します。

■行事情報

「予定」「よてい」「よ」→ 向こう 3 ヶ月の行事一覧を返します。
「今月」「こんげつ」「こ」→ 今月の行事一覧を返します。
「来月」「らいげつ」「ら」→ 来月の行事一覧を返します。
上記以外の文言 → その文言を行事名に含む行事を返します。

■地区一覧

「地区」「ちく」「ち」→ 地区番号と住所の一覧を返します。



第14回通常総会のご案内

日時／令和7年6月20日(金) 場所／北とぴあ 13F 飛鳥ホール 北区王子 1-11-1

詳細は5月に郵送予定の議案書をご確認ください。また、出欠に関わらず、別途お送りする委任状の提出をよろしくお願いいたします。

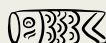
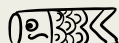
●地区総会・研修会も順次開催されますので、ご参加ください。

第2地区 5/7(水) 18:00 王子区民センター
第3地区 5/20(火) 16:00 豊島4丁目町会
第5地区 5/23(金) 18:00 東十条商店街事務所
第6地区 5/19(月) 18:00 王子工業会館
第7地区 5/29(木) 19:00 上十条ふれあい館 第一ホール
第8地区 5/28(水) 19:00 上ー西会館
第10地区 5/16(金) 18:00 東京シティ信用金庫 赤羽支店会議室

第16地区 5/14(水) 18:00 滝野川東ふれあい館
第17地区 5/20(火) 18:00 田中電設(株)
第19地区 5/23(金) 18:00 滝野川会館 303 集會室
第20地区 5/15(木) 17:30 城北信用金庫 駒込支店
第22地区 5/29(木) 18:00 東田端地域振興室
第23地区 5/22(木) 18:00 昭和田区民センター

5月

8日(木) 第1回執行役員会
12日(月) 第13回(東)女連協定時連絡協議会
13日(火) 決算理事会
15日(木) 決算法人説明会・インボイス制度説明会
16日(金) 新設法人説明会・インボイス制度説明会
16日(金) 女性部会常任幹事会
17日(土) 青年部会健康経営コーンホール交流会
19日(月) 第8地区役員会
21日(水) 源泉部会5月研修会・第14回定時総会
28日(水) (東)青連協第5B 定例役員会
30日(金) 青年部会第14回定時総会



6月

3日(火) 第2回総務委員会
4日(水) 生活習慣病健診
5日(木) 女性部会第14回定時総会
10日(火) 生活習慣病健診
10日(火) 第2回執行役員会
13日(金) 生活習慣病健診
13日(金) 6月理事会
17日(火) (東)青連協第5B 総会
20日(金) 第13回通常総会
23日(月) 実務講座(法人税編)
24日(水) 実務講座(源泉・地方税編)
25日(火) 決算法人説明会・インボイス制度説明会
30日(月) 実務講座(消費税編)



その他の予定や詳細は王子法人会の Web サイトでもご覧いただけます。
<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

編集後記

1月から3月にかけて、高校生の音楽バンド活動を描くTVアニメ「BanG Dream! (バンドリ!)」の最新作が放送されました。主人公の自宅が飛鳥山近くで都電を使って通学するなど、北区と縁の深い作品でしたが、最新作では赤羽が舞台の一部として描かれていました。ヒロインの父親が一番街で飲んだくれて赤羽警察署のお世話になるという内容でしたが、身近な場所が舞台になると、いっそう親しみが湧いてきます。まずは知ってもらうことが大事。そのことを意識して、今後も広報活動に努めようと思います。

広報委員会 副委員長 渡邊 文重



読者投稿大歓迎

テーマは自由です。
採用された方にはもちろんクオカードを贈呈!

スマホできつね通信

右記のQRコードよりアクセスしてお読みいただけます。
Androidの方はpdf読み取り用アプリのダウンロードしてください。



アンケートにご協力をお願いします。

北区を 食べる

第121回

かふえ・ばー せみざか

駅からわずか40秒、
気軽に入れるカジュアルなお店！

チャーシュー丼(上)やカルビ丼(下)には
ご飯が見えないほどのお肉が。
各サラダ、漬物、スープ付。



ナポリタンは
サラダとセットで。▶

素材にこだわった料理も人気の喫茶店。待ち合わせにも最適

JR京浜東北線 上中里駅の改札を出て徒歩40秒という素晴らしい立地。
カフェバーですが美味しい軽食も評判。
お店の看板メニューはチャーシューサンド(900円)。お客様からも一番
人気の品です。すごいボリュームで口を最大限に開けないと食べることは
できません。味は絶品でした。このチャーシューは神戸の牧場から特別
に取寄せた豚の赤身を使用しています。コーヒーはオリジナルのブレ
ンド、ビールはハートランドとお店のこだわりを感じました。
上中里地区へお越しの際はぜひお立ち寄りください。



▲
こんがりとした
トーストに
チャーシュー、
野菜、卵が
ぎっしりの
チャーシュー
サンド。



▼ 駅前のお待ち合わせは
ぜひコーヒーを飲みながら。
店長お気に入りの
ハシビロコウのカップで。



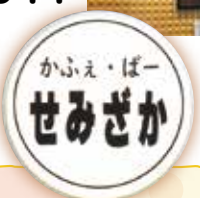
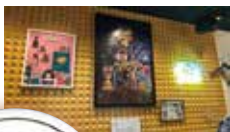
▲ おでんセットはご飯、
小鉢、漬物が付く。



かふえ・ばー せみざか

〒114-0016
北区上中里 1-47-34
☎ 03-5972-4644
営業時間
月～金 12:30～20:00
(L.O19:30)
定休日：土日祝

親しみやすい店内の様子



◀ かわいい
丸看板が
目印。



JR 京浜東北線 上中里駅 徒歩 40 秒



NACQORD®

各分野で活躍する経営者インタビューや、
グルメレポートを掲載する地域情報サイト



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫



北区民混声合唱団
第34回定期演奏会



青春の歌

指揮：名島啓太
ピアノ：御邊里佳子
合唱：北区民混声合唱団

シューベルト：「美しい水車小屋の娘」(抜粋)
市原俊明編曲 混声合唱版委嘱初演

混声合唱組曲「風に寄せて」

NHK全国学校音楽コンクール課題曲 中学校 混声合唱

「友へ旅立ちの時〜」(2013年度 ゆず)

「桜の季節」(2014年度 EXILE ATSUSHI)

「願いごとの持ち腐れ」(2017年度 AKB48)

「Chessboard」(2023年度 Official髭男dism)

平成から令和へ歌い継ぐJ-POPヒットソング
「恋」(星野源)「夏色」(ゆず)「HOWEVER」(GLAY)

北区民混声合唱団 第34回定期演奏会 ～青春の歌～

2025. **6月29日(日)**

14:00開演 [13:20開場] **北とぴあ さくらホール**

JR京浜東北線・東京メトロ南北線王子駅 徒歩2分

全席自由 一般 1,000円 北区民 900円 発売中!

※北区民割引での購入は、お一人様4枚まで。販売はほくとぴあチケットオンライン(要事前登録)・北とぴあ1階チケット売場のみ。売場では東京都北区に在住を確認できるもの(免許証、保険証など)をご提示ください。

■ほくとぴあチケットオンライン
<https://p-ticket.jp/kitabunka>

■北とぴあ1階チケット売場
(窓口のみ/10:00~20:00)
※臨時休館日10:00~18:00、全館休館日は休業

※未就学児の入場はお断りしております。
※車椅子で鑑賞される方はチケットを購入のうえ問い合わせ先へ事前にご連絡ください。

主催・問合せ：(公財) 北区文化振興財団 03-5390-1221 (平日 9:00~17:00)

プレゼント

ご招待：5組 10名

ご希望の方は、はがき又はFAX・メールにて希望のプレゼント名、住所、氏名、年齢、会社名、ご意見ご感想を記入してお申し込みください。発送をもって発表にかえさせていただきます。

お申し込み先

FAX: 03-5390-1115

e-mail: info@oji-hojinkai.or.jp

〒114-0002 北区王子 1-11-1北とぴあ 12F

公益社団法人王子法人会

ご記入事項

ープレゼント名ー

●住所

●氏名

●年齢

●会社名

●KITAきつね通信に関するご意見、ご感想